

肖像等の使用禁止に対する除外認定競技者規程

(総 則)

第 1 条 本規程は、公益財団法人日本水泳連盟競技者資格規則第 6 条第 2 項第 1 号の肖像等の使用禁止に対する除外規程を定める。

(除外認定競技者)

第 2 条 除外認定競技者は、オリンピック及び世界水泳選手権大会のメダリスト（短水路世界水泳選手権大会及び競泳のリレーメダリストを除く。）で、肖像等の商業的使用が相当と認められる者とする。

(費用負担義務)

第 3 条 除外認定競技者は、本連盟が実施する海外派遣及び合宿等に参加を希望する場合は、その実費相当額又は肖像等を使用して受け取る対価の 5 %相当額を負担する義務を負う。

(申請方法)

第 4 条 除外認定競技者になることを希望する者は、本連盟が定める手続に従い競技者資格審査委員会にその旨を申請する。

- 2 前項の申請に基づき競技者資格審査委員会は速やかに審査を行い、理事会にその結果を報告する。
- 3 前 2 項の手続きを経た後、理事会において承認された者は、除外認定競技者の資格を得るものとし、本連盟は速やかに申請者に理事会決議の結果を通知する。

(不服審査会)

第 5 条 前条第 3 項の通告の後、2 週間以内に当事者本人より決議に対する不服の申し立てがあったときは、不服審査委員長は審査会を招集し、その申し立てを審査しなければならない。

- 2 前項の審査会の構成はつぎのとおりとする。

(1) 委員長

(2) 委員長が特に指名した者

- 3 不服審査会には、当事者本人、親権者及び当事者が指名した者 2 名以内が出席して意見を述べることができる。

(除外認定競技者の取消)

第 6 条 除外認定競技者である事由が消滅した場合、及び除外認定競技者であることが不適当となったときは、除外認定競技者本人又は本連盟は競技者資格審査委員会を経由し、理事会に対し除外認定競技者の取消申請を行うことができる。

附則 1 本規程は、公益財団法人日本水泳連盟の設立の登記の日から施行する。